

七ヶ宿町移住体験 七ヶ宿お試し住宅利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住希望者の田舎暮らし生活体験に供する七ヶ宿お試し住宅（以下「お試し住宅」という。）の利用に関し必要な事項を定めることにより、七ヶ宿町への移住・定住を促進し、もって交流人口の増加による地域の活性化を図ることを目的とする。

(名称及び位置等)

第2条 お試し住宅の名称、位置等は、別表第1のとおりとする。

(利用できる者の資格)

第3条 お試し住宅を利用できる者は、次の各号に該当する者（所有者及び管理者が特に必要と認める者を除く。）とする。

(1) 現に七ヶ宿町以外に住所を有する者で、町内への移住を希望する者、及びその家族

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(利用の申込み)

第4条 お試し住宅を利用しようとする者は、利用開始日の10日前までに七ヶ宿お試し住宅利用申込書（様式第1号）により七ヶ宿くらし研究所（以下「管理者」という）に申し込まなければならない。ただし、やむを得ない事情により管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用負担金)

第5条 お試し住宅を利用する者は次の各号により、その利用日数に応じた費用を負担することとする。

(1) 利用負担金は冬期（11月～3月）1日あたり1,000円とし、その他期間は1日当たり500円とする。

(2) 負担金には電気・上下水道・ガス使用量を含むこととする。

(3) 灯油代は利用者実費負担とする。

(利用の承認)

第6条 管理者は、前条に規定する申込みがあったときは、内容を審査し、利用を承認するときは、当該申込者に対し、七ヶ宿お試し住宅利用承認書により通知するものとする。

2 管理者は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

3 管理者は、お試し住宅を利用しようとする者が第3条に該当しないとき又はその利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設及び器具（以下「施設等」）を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団対策法第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、お試し住宅の管理上支障があると認められるとき。

(利用期間)

第7条 お試し住宅の利用期間は、連続した2日から3か月間とする。

この場合において、当該期間内に利用しない日があっても、連続して利用したものとみなす。

2 利用期間は、前項において定めた期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の制限)

第8条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認した事項を変更し、若しくは承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 利用の申込みに偽りのあったとき。
- (3) お試し住宅の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により、承認した事項を変更し、若しくは承認を取り消し、又は利用を中止させた場合において、利用者に損害が生じて、管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに、寒冷期には給排水の凍結にも十分注意すること。
- (3) 施設等を正常な状態において利用し、清潔に保つこと。
- (4) その他管理者の指示に従うこと。

(禁止行為)

第10条 利用者は、お試し住宅の利用において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) お試し住宅の改修又は増築
- (3) 土地の形質の変更
- (4) お試し住宅を利用する権利の他人への譲渡又は転貸
- (5) その他お試し住宅の利用にふさわしくない行為

(原状回復義務)

第11条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第8条第1項の規定により承認を取り消され、若しくは利用を中止させられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復し、並びに搬入した物品等を撤去しなければならない。ただし、管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年6月1日改定

別表第1 (第2条関係)

住宅の名称	所在地	その他
お試し住宅1号棟	七ヶ宿町字湯原5番地	敷地面積519㎡ 建築面積58㎡
お試し住宅2号棟	七ヶ宿町字湯原7番地	敷地面積289㎡ 建築面積109㎡
建物設備	ガス：プロパンガス 上水道：水道本管より直結 下水道：公共下水 TVアンテナ：共聴 駐車場：無（近隣して公共施設あり）	